

ACP普及推進員の養成について

令和3年 広島県地域共生社会推進課

1 県地对協及び県の取組について

広島県地域保健対策協議会ACP普及促進専門委員会（※）では、ACP啓発のため、県民にわかりやすく周知するための情報発信ツールとして、「説明ツール（専門職向け）」「ACPの手引き～私の心づもり～」のほか「普及啓発ポスター」を作成しています



また、県では、ACPを広く情報発信するACP普及推進員を令和2年度から2年間にかけて養成します。（なお、市町等が実施している既存のACP普及啓発等の取組を阻害するものではなく、ACP普及啓発の促進を行うものです。）

【※構成メンバー：広島県医師会、地区医師会、広島大学病院、広島県、広島市等】

2 ACP普及推進員について

(1) ACP普及推進員について

医療・介護等の専門職で、ACP普及推進員の役割を理解し、それぞれの業務の範囲で、普及啓発に取り組みます。

(2) ACP普及推進員の役割



地域のふれあいサロン等、主に高齢者が集まる場で、「ACPの手引き～私の心づもり～」を紹介するなどして、ACPの普及啓発を行う。

(3) 説明ツール

「説明ツール（専門職向け）」「ACPの手引き～私の心づもり～」

(4) 活動範囲

主に推進員（の事業所等）が所属する市区町を想定していますが、制限は設けていません。

(5) 活動内容

ア 職種によって活動に割ける時間が異なるため、一律の目標等は定めませんが、毎月、何らかの活動を行うことが望ましいと考えます。ただし、本来業務に影響がある場合は、この限りではありません。

イ 活動の結果、医療機関や介護・福祉事業所等と連携する必要がある場合は、関係機関と連携してください。

ウ 活動後には「活動報告書」を作成し、推薦市町に報告してください。

(6) 証明書の発行

ACP普及推進員養成研修を修了した者に「ACP普及推進員証明書」を発行します。

(7) 目標

日常生活圏域に1～2人程度、推進員がいる状態を目標としています。

3 ACP普及推進員の養成について

- (1) 目 標 県の養成研修は、令和2年度から2年間実施
(※養成目標は目安なので、養成数は各市町の判断による。)
- (2) 研 修 令和3年度はオンライン開催。修了者には証明書を発行します。
- (3) 養成数 125人以上(令和2年度 84人養成)
- (4) 対象者 医療・介護等の専門職(医師、看護師(訪問看護師等)、介護支援専門員、ケースワーカー、地域包括支援センターの職員等)
- (5) 募 集 市町からの推薦(日常生活圏域から1、2人程度であり、医療職と介護職等の組み合わせが望ましい。
なお、推薦に当たっては、地区医師会等の意見を聞くことができます。)
- (6) その他 ACP普及推進員のスキルアップを図るため、令和4年度からフォローアップ研修を実施します。

4 「広島県ACP普及推進員活動報告書」について

研修を修了したACP普及推進員は、「広島県ACP普及推進員活動報告書」(以下「活動報告書」という。)を活動終了後2週間以内に推薦市町へ提出してください。(活動報告書は県ホームページ(※)に掲載しています。)

5 広島県ACP普及推進員養成研修修了者名簿等について

ACP普及推進員養成研修修了者名簿、活動報告書及び名簿変更届出等を県ホームページに掲載しています。

氏名等名簿に記載されている事項に変更がありましたら、県ホームページ(※)から様式をダウンロード・印刷して県へ提出してください。

【県ホームページ】 広島県ACP普及推進員について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/youseikensyu.html>

ACP普及推進員の成り手となる専門職は、それぞれ活動のフィールドが異なるため、一律の活動目標等は定めていません。各自の可能な範囲で、自主的に活動してもらうことを基本としています。